

令和6年第3回下仁田町議会定例会会議録第1号(9日)

招集年月日	令和6年9月9日								
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場								
開閉会日時	開 会	令和6年 9月 9日午前10時00分				議 長	佐 藤 博		
及 び 宣 言	閉 会	令和6年 月 日午 時 分				議 長			
議 員 出 席 状 況	議席番号	氏 名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏 名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応 招 10名 不応招 0名 出 席 10名 欠 席 0名 欠 員 0名	1	並 木 一 夫	○	○	6	木 暮 弘 元	○	○	
	2	小井土 光 弘	○	○	7	岩 崎 正 春	○	○	
	3	大 手 博 幸	○	○	8	佐 藤 博	○	○	
	4	佐々木 信 也	○	○	9	千 野 榮 治	○	○	
	5	岡 田 邦 敏	○	○	10	堀 口 博 志	○	○	
【 凡 例 】 ○応招・出席を示す ×欠席・不応招を示す									
会 議 録 署 名 議 員	6 番	木 暮 弘 元		7 番	岩 崎 正 春				
職務のため議場に出席したものの氏名	事 務 局 長		佐 藤 正 明		書 記		石 井 史 子		
地方自治法 第121条に より説明のため出席した者の氏名	町 長	原 秀 男			福 祉 課 長		市 川 博 生		
	教 育 長	里 見 立 夫			保 健 課 長		今 井 美 和		
	総 務 課 長	下 山 光 一			農 林 課 長		佐 藤 圭 司		
	企 画 課 長	神 戸 領 栄			商 工 観 光 課 長		林 光 一		
	住 民 税 務 課 長	小 金 澤 康 夫			建 設 水 道 課 長		鈴 木 昌 吾		
	会 計 課 長	東 間 克 敏			教 育 課 長		荻 野 文 昭		

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
町長挨拶
- 3 一般質問

会 議 の 経 過

開 会 令和6年9月9日 午前10時00分

○議長 佐藤博 議員の出席が定足数に達しておりますので、ただ今から、令和6年第3回下仁田町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 佐藤博 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、6番 木暮弘元君と、7番 岩崎正春君を指名いたします。

○議長 佐藤博 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期については、さきの議会運営委員会で本議会の運営等について協議がされておりますので、その結果について、報告を求めます。
議会運営委員長
(堀口博志議会運営委員長 登壇)

○議会運営委員長 堀口博志 おはようございます。
議長の指名がありましたので、議会運営委員長報告を申し上げます。
去る9月3日、午前10時から303委員会室において、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程及び議案の取扱い等の議会運営に関する事項について協議をいたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。
まず、会期につきましては、本日から9月20日までの12日間とし、審議日程につきましては、お手元に配付されている日程表のとおりであります。
本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、町長のご挨拶をいただ

きます。

その後、一般質問を小井土光弘議員、並木一夫議員の２名の方が行います。

また、一般質問終了後から１０日にかけて全員協議会を開催し、本定例会に提案されております「報告第３号」から「第５９号議案」の細部にわたる説明をしていただきます。

１１日は引き続き全員協議会を開催する場合は終了後、また１０日に全員協議会が終了した場合は午前１０時より本会議を開催していただき、「報告第３号」から「報告第５号」までを上程、一括報告の後、「第３９号議案」から「第４７号議案」までを上程、提案者の説明の後、質疑、討論、採決を行います。

次に、「第４８号議案」から「第５３号議案」の補正予算については、上程の後、提案者の説明、質疑終了後、予算決算特別委員会に付託いたします。

続いて、「第５４号議案」から「第５９号議案」の決算認定については、上程し、提案者の説明の後、監査委員から監査結果の報告をいただきます。質疑終了後、予算決算特別委員会に付託し、陳情につきましては所管の委員会に付託し、審査をお願いすることに決しました。

１２日及び１３日は、予算決算特別委員会を開催していただき、１３日の予算決算特別委員会終了後に社会経済常任委員会を開催していただきます。

１４日から１６日は、休日につき休会といたします。

１７日は午前１０時から総務常任委員会協議会を開催し、１８日及び１９日は各委員会予備日といたします。

２０日は本会議を開き、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、「第４８号議案」から「第５９号議案」に対しての討論、採決、また陳情の採決を行い、全日程を終了する予定でございます。

以上、この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位の協力をお願い申し上げて、委員長報告といたします。

○議長 佐藤博 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により、本日から９月２０日までの１２日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 佐藤博 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から９月２０日までの１２日間と決定いたしました。

○議長 佐藤博 続いて、町長から定例会招集の挨拶を願います。

町長

(原秀男町長 登壇)

○町長 原秀男 皆さん、おはようございます。

令和6年第3回下仁田町議会定例会開会に当たり、ご指名をいただきましたので、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、定例会にご参集いただき大変ありがとうございます。

まだまだ暑い日が続いておりますが、少しずつ朝晩は過ごしやすい気候となりました。一方、先日も大変心配されました台風ですが、当町においては大きな被害はありませんでしたが、これから本格的な台風シーズンを迎え、これまで以上に防災意識を高めていかなければならない状況であると強く認識しております。

さて、本定例会には、報告3件のほか議案21件、陳情1件をご提案申し上げます。

まず報告第3号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率について、続く第4号では、令和5年度決算に基づく公営企業資金不足比率について、第5号では、有限会社産業開発しもにたの経営状況について報告させていただきます。

続いて、議案でございますが、第39号議案では、下仁田町等公平委員会委員の選任についてお諮りします。また、第40号議案では、下仁田町教育委員会委員の任命についてご審議いただきたいとするものです。そして第41号議案では、下仁田町土地開発基金条例の一部を改正する条例、第42号議案では、下仁田町国民健康保険条例の一部を改正する条例、第43号議案では、下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、第44号議案から第47号議案までは厚生労働省令が改正されることによる介護保険サービスに関する条例の改正についてご審議いただきたいとするものです。さらに第48号議案から第53号議案では、一般会計並びに各特別会計の令和6年度補正予算についてご提案させていただきます。また、第54号議案から第59号議案では、一般会計並びに特別会計における令和5年度歳入歳出決算認定についてお諮りいたします。

いずれの議案も住民生活に関わる重要な案件ですので、慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和6年第3回議会定例会に当たり、ご挨拶申し上げます。本日より大変お世話になります。

○議長 佐藤博 次に、日程第3、一般質問を行います。

通告書に従いまして質問を許します。

小井土光弘君

(小井土光弘議員 一般質問席へ)

○2番 小井土光弘 議席番号2番 小井土光弘、議長の許可が得られましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

令和6年は元日に能登半島地震が発生し、多数の建物が焼失いたしました。また、8月には日向灘地震が発生し、宮崎県で震度6弱が観測され、南海トラフ地震臨時情報が発せられ、緊張を強いられる夏が続いております。こういった観点からも、防火設備などは大変重要なことかと思いますので、それに関して質問させていただきます。

県内の自治体では設置から30年以上経過した地下の消火栓が破損をし、鉄製のマンホールが吹き飛び、水柱が10メートルほど上がったという事例が本年発生しております。幸いにも人的被害や通行中の車両等に被害は及ばなかったようですが、一步間違えれば惨事につながる事例と思われます。そこで、当町における消防設備の現状と更新計画の有無などについて質問させていただきます。最初に町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 昨今、今、小井土議員がおっしゃったように方々で水道管また消火栓等の破損事故が起こっております。当町においてはそういったことは一例もないんですが、絶えず気をつけていきたいと、対策に万全を期していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 屋内の防火設備の管理についてお聞きしたいと思います。消火栓など屋内の防火設備を有する町有施設は何か所ありますか。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 以降、細かい話は総務課長に答えさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 お答えいたします。

屋内消火栓設備につきましては、消防法施行令第11条で防火対象物の種

類、構造、面積により設置が義務付けられております。町の管理しております公共施設には8か所、43基設置しておりまして、内訳としましては役場庁舎に3基、保健センター9基、自然史館6基、西牧防災研修センター1基、小学校校舎に10基、小学校体育館に2基、中学校校舎9基、中学校体育館に3基となっております。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 そういった施設は消防法にて設置後10年経過後は3年毎に点検が必要とされています。対象施設の点検実施状況をお聞きします。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 屋内消火栓につきましては、ホースの製造年の末日から10年を経過したものを対象に3年毎の耐圧性能の点検が義務づけられております。当町では各所管で施設ごとに委託契約によりまして業者が実施をしている状況でございます。なお、役場庁舎につきましては、年1回の点検を委託契約により実施しておりまして、ホースについては今年度で10年を迎えるため、来年度新しいものへの取替えをしていきたいと考えております。また、直近では、下仁田中学校は平成15年の落成後20年を経過しておりますけれども、10年ごとに更新をしております、昨年度取替えを行っている状況でございます。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 しっかりと管理されているみたいで安心いたしました。

ちなみにどのような点検を誰が行っているのでしょうか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 点検につきましては、消防法施行規則第31条の6第5項の規定により、消防設備士の免許の交付を受けている者または総務大臣が認める資格を有する者が行うことができるとされております。このことから、当町におきましては消防設備士を有した業者と契約を行いまして、点検整備を行っている状況でございます。屋内消火栓の整備点検は消防法施行規則の規定によりまして点検の期間、点検方法など細かく定められておりまして、そちらに基づきまして年1回の点検を実施しておる状況でございます。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 有資格の方がしていただいているということで安心しました。

続いて、屋外の防火設備の管理についてお聞きしたいと思います。消火栓などの屋外防火設備の設置状況についてお聞きします。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 防火水槽が184基、消火栓につきましては328基の設置がされております。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 点検頻度などの管理状況はどのようになっていますか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 防火水槽及び消火栓につきましては、消防団が消防水利点検を年1回実施しております。また、このほか常備消防による消防水利点検も年1回以上の頻度で行われております。これらの点検の際に漏水等異常が確認された場合につきましては随時補修工事を行っている状況でございます。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 設置場所にはどのような基準がありますか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 設置場所につきましては、平成12年度に消防庁より示された消防力の整備指針というものがございまして、こちらによりますと、市街地または準市街地に準ずる地域については防火の対象物から消防水利、消火栓等に至る距離が140メートル以下になるように設けなければならないとされておるところでございます。当町では水道管の延長であったり布設替えの際にこちらの基準に基づいて設置、入替を行っている状況でございます。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 その中の防火水槽の耐用年数は何年でしょうか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 防火水槽の耐用年数でございますけれども、総務省令におきましては30年ということで定められております。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 防火水槽などの更新計画はどのようになっていますか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 消火栓及び防火水槽などの消防水利については水道管の新設、延長、布設替などの際に耐用年数や老朽化を考慮し、新たなものへの入替等を行っていきたいと考えております。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 私も消防団を長年やっていて、防火水槽の点検やっていました。毎年やっていて、減るところもあれば減らないところもある。そういった点検をこれからも続けていただいて、町民の安心・安全のためによろしく

お願いします。

続いて、消火栓の鉄蓋なんですけれども、ロック付きのものだと消火栓の破損時に水柱を抑えることが可能だと思いますが、更新予定などはどうなっているのでしょうか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 消火栓及び防火水槽の鉄蓋につきましては、把握している範囲となりますけれども、平成10年以降では転落防止装置がついているものを設置するなど、安全に配慮したものへの転換等を行ってきております。また、近年におきましては新規設置や交換の際にロック機能付きの鉄蓋への更新を随時行っていてまいりますので、今後も継続していきたいと考えております。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 消火栓や防火水槽などの台帳の管理はどうされているのでしょうか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 消火栓及び防火水槽につきましては地区別に台帳を整備しておるところでございます。しかしながら、確認できる一番古い設置年度、こちらが昭和31年でございます。多分それ以前のものとなると思うんですけれども、一部年度不明の施設もあることから、更新などの際はそういったことを十分に確認しながら管理を行っていきたいと考えております。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 設置から古いところで約68年経過ということで、金属疲労なども心配です。町民の安心・安全のためにも、これからはしっかりと点検整備をお願いします。

続いて、次の質問に移らせていただきます。

道路の管理状況で、道路脇の除草作業についてお伺いします。本年も大変厳しい夏が続いており、道路脇の雑草もとても伸びています。その状況を町長はどのように感じておりますか。お考えをお聞かせ願います。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 話をちょっと2つ分けて話します。道路の中の草、脇とそれから道路に隣接した雑木ですね。これが本当にこの5年、10年の温暖化で非常に伸びてしまった。そういった中で、最初に戻りますけれども、まず道路の草です。下仁田町は国県道が本当に東西に大変距離を持っていて、また後で建設課長が説明いたしますけれども、道路は町の顔かなと私は認識していま

す。そんな中、本当にこのところ伸びてしまって、道路内の草が今までは地区別の道路清掃で結構賄えていたんですけれども、またこれが町民の高齢化によりなかなかかばかしくないと、これも問題かなと思っています。

そして沿道というんですか、道路外の雑木、草が木になってしまっていると、これもいろんな意味で防災につながりますから、2年ぐらい前からこれに手をかけて徐々に行っております。もっともっと、細部にわたって話しますけれども、体制つくって対応していきなかならないかなと感じています。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 道路脇の雑草が通行の支障になる場合、国道、県道、町道、林道、農道がございますが、それらの管理は町が行っているのでしょうか。また、路線図と総延長は何キロメートルぐらいになりますか。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 細かい数字的なものは建設課長に答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 鈴木昌吾 お答えいたします。

下仁田町内の国道、県道は群馬県が管理し、町道、林道、農道は町が管理しております。町管理の路線数と総延長ですが、町道1, 513路線、約439キロメートル、林道については38路線、約66キロメートル、農道については67路線、約17キロメートルでございます。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 今、課長、町道439キロと答弁いただきましたけれども、合っていますでしょうか。

○建設水道課長 鈴木昌吾 失礼いたしました。349キロでございます。訂正させていただきます。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 100キロメートルぐらい違っちゃうので。

それぞれ町が実施している除草作業の量はどのぐらい行っていますか。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 鈴木昌吾 町道につきましては地形的な理由及び高齢化が進み草刈りができないとの理由で、当課の職員が延長で約300メートル、草刈り及び除草剤の散布を実施しています。また集落のない市町村境の路線を約1.2キロメートル同様に実施しております。さらに、道平川ダム湖周辺道路及び荒船風穴から無料駐車場までの間について、シルバー人材センターへの除草

作業の業務委託を実施しております。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 お答えいたします。

林道及び農道については、通行道路に支障を来す場所は民間会社へ委託しております。林道稲含高倉線の6, 535メートルと林道天神平線の824メートルについては、地元の地域団体へ除草作業を委託して行っていただいております。そのほかの林道や農道については、利用する人たちがボランティアで実施していただいている場所もございます。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 住民による道路の周辺の除草作業が見受けられます。土地の持ち主による除草が基本とは思われますが、少子高齢化により作業が行われず、近隣の住民により長時間をかけ、手分けをして除草をしている地区が見受けられます。こうした状況を行政はどのように感じていますか。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 鈴木昌吾 地域の方の減少や高齢化により作業ができない状況の中、少人数で除草をしていただいていることに感謝を申し上げます。

町では春と秋の年2回、地区には区長さんを通じて道路愛護週間として道路清掃をお願いしています。対象路線は国、県、町道を問わず実施していただいております。従来でありましたらこれ以外にも初夏から秋にかけて随時個人所有地と併せて道路法面等を除草していただいております。しかしながら、近年は空き家及び農地の耕作放棄地の拡大に合わせ、道路近接地の草が目立つようになってきていると感じています。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 行政による除草作業は足りていますか。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 鈴木昌吾 国県道におきましては群馬県が建設業者に路線と範囲を割り振り、除草を実施していますが、8月上旬をめどに年1回のみの除草です。とても満足できるものではありませんが、近年、建設業者はマンパワー不足がさらに増し、対応に苦慮していると聞いております。また、町におきましても町道や農林道を建設業者やシルバー人材センター等へ委託をして実施しています。しかしシルバー人材センター等では対応できない、危険、緊急性の高い場所については、職員が直接除草作業を実施しています。町としても財政面や人員不足等により除草に苦慮している状況でございます。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 近年では大分いろんなところで人員不足というものを私も感じるようになってきております。道路付近の茂みなどでは、野生動物が姿を隠すのに格好の場所であります。除草作業を適切に行えば、交通障害、鳥獣からの被害も低減につながると思われます。そこで、森林環境譲与税などを利用し、各区に除草作業を依頼してみてもはどうでしょうか。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 鈴木昌吾 近年の豪雨や台風等による被害が激甚化しており、未整備森林の影響による災害が危惧されています。また、送電線等の重要インフラ施設についても倒木による被害が懸念されており、避難所や町重要施設のライフラインの確保が重要であり、早急な対応が必要なことから、除草ではありませんが、令和4年度より森林環境譲与税を活用し、道路沿線の防災対策予防伐採や町道支障木伐採を実施しています。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 農林課のほうとしましては、ぐんま緑の県民基金事業は平成26年度に創設され、当初より道路沿線を中心に地元要望による森林整備、整備後の草刈りや竹除去等の地域活動に要する経費の補助を行っております。令和5年度は32か所、19団体に793万9,000円の管理補助を行いました。また、多面的機能支払交付金事業とし、農地周りの草刈りや水路の泥上げなどを共同で行っている団体へ補助を行っております。さらに、自走式草刈り機の貸出しや、令和6年度からは荒地化を防止する活動を地域ぐるみで行う団体に対し、補助率5分の4、上限80万円の機械購入費の支援をしております。

なお、森林環境譲与税の使途については、森林整備、人材育成、担い手の確保、木材利用の推進、普及啓発、と法律で定めていますので、除草作業に対しての支出はできません。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 森林環境譲与税のほうですけども、法律に抵触するという事なので仕方がないのかなと思います。また、農林課さんのほうで自走式の草刈り機、大きいのと小さいの2台、今貸し出していて、私も今年大きいやつを借りて竹林の整備をさせていただいて大変助かっております。これからも続けていただきたいと思います。

質問を続けます。草が繁茂する時期は建設業者をはじめ、シルバー人材センター等が人材不足で、住民の方は除草作業を委託してもなかなか実施してもらえない状況だと伺っています。近隣の南牧や上野村では村から直接請け

負う組織を立ち上げ実施しているということですが、下仁田町も取り入れて実施してみてはいかがでしょうか。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 鈴木昌吾 町では現在ある組織の定款を見直し、その組織が受託する仕組み作りを検討している状況です。また、林道管理で実施している地域団体への委託を町道等にも広げ、取り組んでいきたいと思います。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 もう草がすごい勢いで育っておりますので、ぜひとも進めていってほしいなと思います。

最後に、マンパワー不足を踏まえて、道路の適正な管理には重機を含む機械化が望まれます。そこで、町長へ今後の対応についてお伺いします。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 今言ったようなトータル的にいろんな形で、大分見えてきておりますけれども、組織化するなり、そういう形でとにかく行政がしっかり介入していくしかないかなと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 近年は地球温暖化に伴って短時間で猛烈な雨が降るようになってきています。常に災害と隣り合わせの状況と感じております。これまで以上の対策と対応が必要と思われるので、よろしくお願いいたします。

少し時間は早いんですけども、これで一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 佐藤博 ここで暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時38分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。

並木一夫君

(並木一夫議員 一般質問席へ)

○1番 並木一夫 それでは、議席番号1番 並木一夫、ただいま議長より許可を得ましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

質問の前に、冒頭、有害鳥獣対策特別委員会で様々な議論をされておりますが、私なりの考えで質問をさせていただきますので、どうぞご理解のほどお願いいたします。

それでは質問に移らせていただきます。有害鳥獣対策について、毎年増大している鳥獣被害対策の概要。最初に、増大している鳥獣被害について、町

長はどのように感じておりますか。お考えをお聞かせください。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 この10年ぐらいですか、ともかくシカ、イノシシ、サル、捕っても捕っても増えていると。相当猟友会で捕っていただいているんですがなかなか減らないという状況で、さらなる対策を取っていかねばならないかなと認識しております。

○議長 佐藤博 並木一夫君

○1番 並木一夫 それでは次の質問に移させていただきます。毎年増大しているシカ、イノシシ、サル等々の対策についてお伺いいたします。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 細かい話は農林課長に答弁させます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 お答えいたします。

鳥獣被害防止特措法に基づく市町村による被害防止計画の作成が推進されています。この計画では緩衝帯の整備や防護柵の設置を通じて農作物を守るための具体的な施策が盛り込まれています。県では捕獲技術の向上や新たなICT技術の活用により、効果的な被害対策が実施されています。例えば、ドローンを用いた生息地の調査やセンサー技術を活用した捕獲システムの導入などが進められています。

町では下仁田猟友会への有害駆除対策委託や猿追払い員の雇用、また鳥獣被害防止対策事業補助金、狩猟免許取得等補助金及びヤマビル駆除剤購入費補助金を創設し対策を講じています。

また、地域住民との連携も重要です。地域ぐるみの取り組みとし、野生鳥獣による被害を防ぐため、「寄せない対策として集落環境の整備」と、「入れない対策として自己防衛」を講じていただき、より効果的な被害防止を行ってもらう必要があります。

○議長 佐藤博 並木一夫君

○1番 並木一夫 それでは、次の質問に移させていただきます。農林業の被害の実態はどのようになっていますか。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 有害鳥獣による農林業の被害は近年ますます深刻な問題になっております。特にニホンジカやイノシシなど野生鳥獣はその生息数の増加や分布域の拡大に伴い、農作物や森林に対する被害を引き起こしています。これらの動物は農作物を食害するだけでなく、耕作地への侵入や土壌の掘り

起こしなどによっても農業経営に大きな影響を及ぼしています。

○議長 佐藤博 並木一夫君

○1番 並木一夫 さらに強化の対策をお願いいたします。

続いての質問を行います。町の有害鳥獣の捕獲頭数はどのくらいいるのでしょうか。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 下仁田町の捕獲頭数は令和3年度、イノシシ77頭、シカ744頭、サル1頭。令和4年度はイノシシ118頭、シカ787頭、サル3頭。令和5年度はイノシシ135頭、シカ925頭、サル3頭。毎年捕獲頭数は増加している状況です。

○議長 佐藤博 並木一夫君

○1番 並木一夫 町の総面積は188.38平方キロメートル、管理するのは大変だとは思いますが、ドローンによる有効活用もお願いいたします。

続きまして質問をさせていただきます。耕作放棄地とヤマビル対策について伺います。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 ヤマビルは湿った環境を好む生物であり、特に草木が茂った場所や水分が豊富な地域に生息しています。耕作放棄地は農業が行われなくなることで草木が自然に繁茂し、湿度が高くなるためヤマビルにとっては非常に適した生息環境となります。ヤマビルは鹿やイノシシなどのひづめに潜んで拡散したと言われ、近年は人家の近くや田畑にも出没しています。ヤマビルの生息域は拡大傾向にあり、山間地域における農林業従事者や観光客などを中心に吸血被害が多数発生しております。ヤマビルによる被害を食い止め、活力ある地域生活を継続していくためには、理解を深めるとともに総合的な防除対策が必要です。町ではヤマビル駆除剤購入費補助金とし、生息数の減少や吸血被害の抑制を図るため、ヤマビル駆除剤の購入費の3分の2、上限2万円を支援しております。

○議長 佐藤博 並木一夫君

○1番 並木一夫 駆除剤の高騰もあり、購入費の上限の見直しはありますか。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 そうですね、そういった見直しも考えていきたいと思えます。

○議長 佐藤博 並木一夫君

○1番 並木一夫 次の質問に移らせていただきます。被害対策費はどのようなも

のが使えますか。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 町では鳥獣被害防止対策事業補助金とし、野生鳥獣による農作物や林産物の被害を防除する経費の2分の1、上限10万円を支援しています。具体的には防護ネット、防護柵及び電気柵等が補助対象となっております。

○議長 佐藤博 並木一夫君

○1番 並木一夫 それでは、次の質問に移させていただきます。現在、シカ、イノシシの駆除は土に埋めていますが、環境への問題はないのですか。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 駆除された動物を土に埋める方法についてですが、これは一般的に行われている処理方法の一つです。しかし、この方法にはいくつかの環境への影響が考えられます。例えば、埋めた場所の土壌や地下水に対する影響、周辺地域への臭気問題です。これらの環境被害を防ぐため、適切な埋設地の選定や処理に努めていく必要があります。

○議長 佐藤博 並木一夫君

○1番 並木一夫 さらに検討をお願いいたします。

続きまして、次の質問に移させていただきます。今後の対策について、シカ、イノシシによる急な飛び出し、接触事故をよく聞きますが、自己防衛の対策の一環として、鳥獣被害防止対策事業補助金の拡充やくくりわなの免許の取得者の増員が必要だと思いたしますが、いかがでしょうか。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 町内においても多くの被害相談が寄せられ、野生鳥獣による農作物被害が増加しております。住民の方にしっかりと自己防衛対策をしていただくためにも、鳥獣被害防止対策事業補助金の拡充は必要だと感じておりますので、前向きに検討していきたいと思えます。

また、わな猟免許の所持者の増員は重要と認識しております。県ではわな猟免許取得試験を年に5回程度開催していますが、取得しやすい環境づくりとして、下仁田町を会場に実施していただけるよう県へ働きかけたいと考えております。

○議長 佐藤博 並木一夫君

○1番 並木一夫 続きまして、次の質問に移させていただきます。有害鳥獣対策には猟友会の努力はなくてはならないと感じております。しかし、会員数の減少や高年齢化により苦慮しているそうです。これに対応するために専門的

な知識や技術を持つ人材の育成が不可欠です。総合的な鳥獣対策を担当する者として、地域おこし協力隊や町民等から公募してみてもは。また、猿追い払い員の業務を見直して、有害鳥獣対策の全般に従事できるようにしてはいかがでしょうか。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 猿追い払い員は県より2分の1の補助を受けて雇用しております。また、業務全般に従事することになりますと、各種免許所持が必要となる点や県補助の対象外となる点など、県等に確認する必要があります。地域おこし協力隊の採用も含め総合的に検討していきたいと思います。

○議長 佐藤博 並木一夫君

○1番 並木一夫 どうぞよろしくお願いいたします。

最後に町長に有害対策についてお考えをお伺いいたします。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 そうですね、今農林課長からいろんな対策の話をさせてもらったわけでございますけれども、とにかく増えるばかりで、何とか捕っていくしかないし、そんな中、やはりせっかくできたもの、作物を動物にやられると本当に意欲が減退しますね。それらを防ぐためにもしっかりと進める。今、幸い議会も有害鳥獣対策委員会が設立されて、いろんな形で調査、研究進んでおると聞いております。いい成果を期待したいと思っています。

そして、町としましては、国、県、そして猟友会、また地元の農業者、それらを細かくしっかり対応しながら打てる手を打っていくと。難しい問題なんですけれども、やっていくしかないと思っています。そんな状況です。

○議長 佐藤博 並木一夫君

○1番 並木一夫 これからも住みよいまちづくりをお願いして、時間が早いのですが私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長 佐藤博 以上で一般質問を終結いたします。

○議長 佐藤博 本日の日程は全部終了いたしましたので、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

なお、引き続きまして、午前11時10分から302委員会室において全員協議会を開催しますので、議案書をお持ちの上、移動していただきますようお願いいたします。

散 会 令和6年9月9日 午前10時56分